

特別養護老人ホーム たぶせ苑
重要事項説明書(短期入所生活介護サービス)

1. 事業者の概要

事業所の名称	特別養護老人ホーム たぶせ苑
主たる事務所の所在地	山口県熊毛郡田布施町大字宿井406番地
法人種別	社会福祉法人 施福会
代表者氏名	理事長 田縁 和明
電話番号	0820-53-1294

2. ご利用施設

施設の名称	特別養護老人ホーム たぶせ苑
施設の所在地	山口県熊毛郡田布施町大字宿井406番地
都道府県知事指定番号	3577300274号
施設長氏名	要田 俊彦
電話番号	0820-53-1294
FAX番号	0820-53-2940

3. 併設事業

事業の種類		山口県知事の事業者指定		利用定員
		指定年月日	指定番号	
施設	特別養護老人ホーム	平成12年4月1日	3577300274号	58名
居宅	通所介護 ※	平成12年4月1日	3577300282号	25名
	訪問介護 ※	平成12年4月1日	3577300225号	
	短期入所生活介護※	平成12年4月1日	3577300274号	2名
居宅介護支援事業所		平成12年4月1日	3577300126号	

※介護予防を含む

4. 施設の目的及び運営方針

施設の目的	要介護状態にある高齢者に対し、適正な短期入所生活介護を提供し、利用者の社会的孤立感を解消及び家族の身体的・精神的負担の軽減を図ることを目的としています。
運営方針	短期入所者の心身の特性を踏まえ、可能な限り、居宅において有する能力に応じて、自立した日常生活上の世話や機能訓練を行うと共に、保健・医療・福祉サービス提供者との連携に努めます。

5. 施設の概要

【特別養護老人ホーム たぶせ苑】

敷 地		16, 541. 23 m ²				
建 物	構 造	鉄筋コンクリート造平屋建				
	延床面積	4, 037. 38 m ²	内 訳	たぶせ苑 3, 615. 63	誘楽園 421. 75	
	利用定員	【短期入所(介護予防含む)】 2名	【入所】 58名			

(1) 居 室

通り名	居室種別	法的種別	室 数	室面積(m ²)	小計(m ²)	1人当たり(m ²)
上田布施通り	個 室	従来型個室	6	11.3	67.8	11.3
	2人部屋	多床室	12	19.73	236.82	9.86
下田布施通り	個 室	多床室	6	9.2	55.2	9.2
	4人部屋	多床室	6	35.89	215.34	8.97
いわき通り	個 室	多床室	10	9.2	92	9.2
	個 室	従来型個室	10	10.81	108.1	10.81
計			50	96.13	775.26	59.34

(2) その他主な設備

設備の種類	数	面積
食堂(機能訓練室含む)	2 室	246. 91 m ²
一般浴室	1 室	38. 90 m ²
機械浴室	特殊浴槽 1 台	28. 30 m ²
医務室	1 室	37. 60 m ²
便所	17 箇所	117. 40 m ²
デイルーム	4 箇所	74. 79 m ²

6. 職員体制

職 種	員 数	区 分			
		常 勤		非 常 勤	
		専 徒	兼 務	専 徒	兼 務
施設長	1名		1		
生活相談員	1名以上	1			
介護支援専門員	1名以上	1			
介護職員	16. 0名以上	9	9	5	
看護職員	4名以上	2	1	3	
管理栄養士	1名以上	1			
調理員	適當数				9
医師(嘱託)	1名			1	

7. 職員の勤務体制

職種	勤務体制	休暇
施設長	正規の勤務時間帯(8:30～17:15)	4週8休
生活相談員	正規の勤務時間帯(8:30～17:15)	4週8休
介護職員	・早出 (7:00～16:00) ・日勤 (8:30～17:15),(8:00～17:00) ・遅出 (10:00～19:00) ・夜勤 (16:45～ 9:15)【翌日】	原則として 4週8休
看護職員	正規の勤務時間帯(8:30～17:15) 夜間は、交代で自宅待機を行い、緊急時に備えます。	4週8休
管理栄養士	正規の勤務時間帯(8:30～17:15)	4週8休
調理員	・早出 (6:00～13:00) ・日勤 (8:00～17:15) ・中出 (9:00～18:15) ・遅出 (10:00～19:15)	4週8休

8. 営業日及び利用の予約

営業日	年中無休
予約の方法	利用の予約は、原則として利用を希望される期間の初日の2週間前から受け付けております。

9. 居宅サービス利用料等

《1-1》 短期入所生活介護費

①多床室(2人又は4人部屋)及び従来型個室に該当しない個室 ②従来型個室(1人部屋) 【日／単位(円)】

介護度	サービス費	自己負担額(1割負担)
要介護 1	6,030	603
要介護 2	6,720	672
要介護 3	7,450	745
要介護 4	8,150	815
要介護 5	8,840	884

《1-2》 短期入所生活介護費 連続61日以上利用した場合

①多床室(2人又は4人部屋)及び従来型個室に該当しない個室 ②従来型個室(1人部屋) 【日／単位(円)】

介護度	サービス費	自己負担額(1割負担)
要介護 1	5,730	573
要介護 2	6,420	642
要介護 3	7,150	715
要介護 4	7,850	785
要介護 5	8,540	854

③その他の自己負担額(算定加算)

【日／単位(円)】

項目	サービス費	自己負担額(1割負担)	※
夜勤職員配置加算	130	13	
サービス提供体制強化加算	180	18	
長期利用減算(31日目から60日)	-300	-30	
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	総単位数の14.0%×10	左記の1割	
送迎加算	1,840(片道)	184(片道)	

◎ 自己負担額割合が2割の方は、自己負担額が2割、3割の方は自己負担額が3割になります。

◎ 算定加算③は、状況に応じて随時変更されることがあります。

注) ※は現在は算定しておりません。

《2》食事提供費

食事は、一食毎の金額を設定し、請求させていただきます。設定金額は下記の通りです。

	朝 食	昼 食	夕 食	三食合計額
1～3段階	380円	585円	480円	1,445円
4段階	450円	680円	570円	1,700円

自己負担額は、所得に応じた軽減措置として利用者自己負担金限度額が下記の

通り定められています。市町発行の『利用者負担限度額認定証』をご確認、ご提出ください。

(1日あたり)

【段階ごとの負担限度額】				実費分を全額負担
第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
300円	600円	1,000円	1,300円	1,700円

《3》光熱水費及び室料に関する自己負担額

【日／単位(円)】

多床室及び従来型個室に該当しない個室		従来型個室	
光熱水費(950)		室料+光熱水費(1,300)	
基準費用額(915)		基準費用額(1,231)	
利用者負担額第1段階	0	利用者負担額第1段階	380
利用者負担額第2段階	430	利用者負担額第2段階	480
利用者負担額第3段階①②	430	利用者負担額第3段階①②	880
利用者負担額第4段階	950	利用者負担額第4段階	1,300

※ 利用いただく居室の種類(多床室又は従来型個室等)については、性別、心身の状況、介護の

状況等を考慮し施設で決定させていただきますので、必ずしもご希望にかなうとは限りません。ご

了承くださいますようお願ひいたします。

おおよその 自己負担額 (利用料)	=	(《1》《2》《3》の該当する自己負担額×利用日数+ 消耗品代+理美容代 (利用した方のみ))
-------------------------	---	---

※利用料は、月末でしめ、翌月10日前後に請求致します。

10. 居宅サービス(介護保険給付内サービス及び保険外サービス)の概要

別紙「サービス内容説明書」記載のとおり。

11. 苦情の受付について

当施設のサービスに関する苦情やご相談は、下記の苦情受付担当者までお気軽にご相談ください。

当苑では苦情解決委員会を設置しており、苦情に対して真摯に受け止め、ご不明な点やご不満な点を十分検討した上、責任をもってご解答いたします。

当施設ご利用相談室	苦情解決責任者	施設長
	苦情解決委員兼受付	総務課長
	苦情受付担当者	看護主任
		介護課長
		管理栄養士
	ご利用時間	午前9時～午後5時
	ご利用方法	電話 0820-53-1294

また、当施設以外に、行政機関その他の機関でも苦情を受け付けています。

田布施町役場	住所	〒742-1592 熊毛郡田布施町大字下田布施3440-1		
長寿支援係	電話番号	0820-52-5809	受付時間	8:30～17:15 (土日祝日、年末年始を除く)
平生町役場	住所	〒742-1195 熊毛郡平生町大字平生町201-1		
健康保険課	電話番号	0820-56-7115	受付時間	8:30～17:15 (土日祝日、年末年始を除く)
柳井市役所	住所	〒742-8714 柳井市南町1丁目10-2		
高齢者支援課	電話番号	0820-22-2111	受付時間	8:30～17:15 (土日祝日、年末年始を除く)
光市役所	住所	〒743-0011 光市光井2丁目2-1		
介護保険係	電話番号	0833-74-3003	受付時間	8:30～17:15 (土日祝日、年末年始を除く)
周南市役所	住所	〒745-8655 周南市岐山通1-1		
高齢者支援課	電話番号	0834-22-8467	受付時間	8:30～17:15 (土日祝日、年末年始を除く)
下松市役所	住所	〒744-0015 下松市大手町3-3-3		
介護保険係	電話番号	0833-45-1831	受付時間	8:30～17:15 (土日祝日、年末年始を除く)
周防大島町役場	住所	〒742-2803 大島郡周防大島町土居1325-1		
介護保険課	電話番号	0820-73-5503	受付時間	8:30～17:15 (土日祝日、年末年始を除く)
岩国市役所	住所	〒740-8585 岩国市今津町1丁目14-51		
介護保険課	電話番号	0827-29-2511	受付時間	8:30～17:15 (土日祝日、年末年始を除く)
山口県国民健康保険	住所	〒753-8520 山口市朝田1980-7		
団体連合会	電話番号	083-995-1010	受付時間	9:00～17:00 (土日祝日、年末年始を除く)

※上記以外の保険者にも苦情等の担当窓口が設置されています。

12. 緊急時における対応方法

緊急事態が発生した場合には、主治医又は協力病院へ連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

13. 非常災害対策

災害、非常時に備えて、必要な設備を備えるとともに、非常災害等に対して具体的な防災計画、避難計画を立て、職員及び入所者が参加する訓練を定期的に実施するものとする。

14. 事故発生時の対応及び損害賠償

当施設のサービスをご利用中に重大な事故が発生した場合は、速やかに家族又は身元引受人及び市町(保険者)、居宅介護支援事業者、その他関係者等に連絡を行うとともに必要な対応をいたします。尚、その事故が施設の故意過失による場合は損害を賠償いたします。また、事故発生につき利用者に大な過失がある場合は、損害賠償の額を減じる場合があります。

15. 虐待防止措置

当施設は、入所者当の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じます。

- ・虐待防止対策委員会を定期的に開催し、その結果について職員に周知徹底を図る。
- ・虐待防止のための指針の整備。
- ・虐待を防止するための定期的な研修の実施
- ・虐待防止を適切に実施する為の担当者の設置

また、サービス提供中に、当該施設職員又は擁護者(入所者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかにこれを市町に通報します。

16. 身体拘束

当施設は、入所者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、当該入所者又は他の入所者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、適正な手続きにより身体等の拘束を行うことがあります。

また、身体拘束等の適正化を図るため措置を講じます。

- ・対策を検討する委員会を3ヶ月に1回以上開催し、結果について介護職員その他の職員に周知徹底を図る。
- ・身体拘束等の適正化のための指針の整備
- ・介護職員その他の職員に対し身体的拘束等の適正化のために定期的に研修を実施する。

17. 協力医療機関

【協力医療機関】 利用者主治医、恵愛会柳井病院・光輝病院・大和総合病院・周東総合病院・平生クリニック 等

18. 当施設ご利用の際に留意いただく事項

送迎	実施地域:田布施町(要請があれば実施可能地域:柳井市・平生町・光市) 町外の場合、町境から1km毎に80円/回 費用徴収 上記地域外からの利用の場合、 事業所から10km未満 800円/回 事業所から10km以上 1km毎に80円/回
来訪・面会	来訪者は、面会時間(午前9時～午後8時)を遵守し、必ずその都度職員に届け出て、面会簿に必要事項を記入し面会してください。 尚、来訪者が宿泊される場合(宿泊代は無料ですが、食事を当苑で頼まれた場合には、別途食事代が必要です。)には、必ず許可を得てください。
医療機関への受診	短期入所生活介護サービス利用中の受診及び体調不良となった場合の受診は、必ず家族の対応となります。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがって、ご利用ください。 これに反したご利用により、破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	喫煙は、決められた場所以外ではお断りします。 飲酒は、禁止しています。

迷惑行為等	騒音等、他の利用者の迷惑になる行為は、ご遠慮願います。また、むやみに他の利用者の居室等に立ち入らないようにしてください。
現金等の管理	貴重品は、事務所でお預かりいたします。面会時等に現金等を利用者に直接渡された場合には、紛失しても責任を負いかねますのでご注意ください。
宗教活動・政治活動	施設内で、他の利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。
食べ物の持込	食べ物の持込については、基本的に面会された本人のみに、その時食べられる量だけをお願いします。食中毒や摂取時の事故を未然に防止するため、居室には食べ物を置くことを禁止しています。もし、持ち込まれた食べ物が残った場合は、お持ち帰りください。 尚、身体的理由や健康的理由で持ち込まれた食べ物の摂取が困難な方もいらっしゃるため、他者には差し上げることがないように注意してください。 食べ物に関して不明な点がある場合には、お気軽に職員にご質問ください。